

○潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和51年12月28日

規則第13号

改正 昭和58年3月17日規則第2号

昭和59年9月26日規則第19号

平成4年3月26日規則第7号

平成9年8月26日規則第17号

平成10年9月16日規則第18号

平成11年3月31日規則第10号

平成12年3月30日規則第11号

平成12年12月25日規則第22号

平成15年3月31日規則第10号

平成17年10月31日規則第20号

平成18年6月22日規則第13号

平成20年3月27日規則第5号

平成21年6月30日規則第14号

平成22年3月29日規則第5号

平成22年9月30日規則第16号

平成23年3月28日規則第5号

平成24年8月3日規則第8号

平成26年4月18日規則第6号

平成28年3月31日規則第17—6号

(注) 平成17年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（医療福祉費受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、あらかじめ医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定により医療福祉費の支給を受けられる場合は同項に規定する事実を証明するに足る書類

(2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示し又は提出しなければならない。

(1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類

(2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類

(3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類

(4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

(5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類

(6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

（平17規則20・全改，平20規則5・平21規則14・平22規則5・平23規則5・平26規則6・一部改正）

（受給者証の交付）

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であり、条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者に次の各号に掲げる対象者の区分に従い、それぞれ当該各号に定める受給者証を交付するものとする。

(1) 母子家庭の母子，父子家庭の父子及び重度心身障害者 医療福祉費受給者証（様式第2号）

(2) 次の要件のいずれにも該当しない妊産婦であつて、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷で受診する者 妊産婦医療福祉費受給者証（様

式第2号の2)

ア 妊娠の届出のあった日において、対象者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額に同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であること。

イ 対象者又はその配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として対象者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であること。

(3) 次の要件のいずれかに該当する小児 医療福祉費受給者証（様式第2号）

ア 出生の日から15歳の誕生日において、その父又は母の前年の所得（出生の日及び当該誕生日の属する月1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。）が基準額以下であること。

イ 小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以下であること。

ウ 母子家庭の子、父子家庭の子及び重度心身障害者等を除く小児であり12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあつては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限ること。

(4) 前号ア、イ及びウの要件のいずれにも該当しない小児 健やか医療福祉費受給者証（様式第2号の3）

2 対象者が小児であり、入院のみ対象となる場合は、医療福祉費受給者証

表面に、入院のみ有効である旨を表示するものとする。

（平17規則20・全改，平20規則5・平21規則14・平26規則6・一部改正）

（受給者証の再交付申請）

第5条 医療福祉費受給者証、妊産婦医療福祉受給者証又は健やか医療福祉費受給者証（以下「受給者証」と総称する）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又は、条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、受給者証を破り、

よごし、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（平17規則20・平20規則5・平21規則14・平26規則6・一部改正）

（医療福祉費の支給申請）

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等（以下「保険医療機関等」という。）の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

（2） その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請書を提出するにあたっては、受給者証を提示しなければならない。

（平17規則20・平20規則5・平21規則14・平23規則5・一部改正）

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（受療の手続）

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

（平17規則20・平18規則13・平20規則5・一部改正）

（災害等による損失等の計算の方法）

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)に受給者証を添えて行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払口座等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員

(10) 対象者の加入保険の被保険者及びその所在地若しくは名称

(平17規則20・平20規則5・平26規則6・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(平17規則20・一部改正)

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和58年3月17日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（昭和59年9月26日規則第19号）

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、潮来町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第28号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

附 則（平成4年3月26日規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則による改正後の医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成9年8月26日規則第17号）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成10年9月16日規則第18号）

- この規則は、平成10年11月1日から施行し、改正後の第8条第2項の規定及び様式第6—2号については平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成12年3月30日規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第22号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成15年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成17年10月31日規則第20号）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（平成18年6月22日規則第13号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第5号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成21年6月30日規則第14号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわ

らず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成２２年３月２９日規則第５号）

- 1 この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成２２年９月３０日規則第１６号）

- 1 この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。
- 2 様式第１号のうち保険種別、様式第２号及び様式第７号の改正については、平成２２年４月１日から適用する。
- 3 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成２３年３月２８日規則第５号）

- 1 この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成２４年８月３日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年４月１８日規則第６号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成２８年３月３１日規則第１７―６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

1 削除		対象者区分				区分	受給者番号
2 新規		84 小児	86 妊産婦				
3 修正		83 重度心身障害者	85 65歳以上重度心身障害者				
		87 父子家庭	88 母子				

年度	作成日	個人コード	氏名	性別	生年月日	続柄	住所コード	番地	様方	世帯コード
1 受給者										
2 配偶・母										
3 扶養義務者										
4 被保険者										

交付・認定年月日	交付番号	種別	1 年金(母子・遺族・障害・障害福祉)	1 該当		
			2 特別児童扶養手当	2 非該当		
			3 身体障害者手当・養育手当	3 無申告		
			4 その他			

障害等級	障害名	年金証書等記号番号	支給開始年月日	母子区分	1 母・父	
					2 子ども	
					3 子どものみ	

所得控除	前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑損	医療費	社保・小規模	本障	扶	老	学	扶	老	免	除	額	控除後の判定所得	非	徴	課	判定	判定額
1 受給者																				
2 配偶者(父・母)																				
3 扶養義務者																				

加入医療保険	保険者コード	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号	保険種別の内容	退職区分の内容	保険区分の内容	
1					・	・		1 協会 2 組合 3 日雇 4 船員	5 共済 6 国保 7 国組 8 後期	1 本人 2 被扶養者	1 本人 2 家族
2					・	・					
3					・	・					
4					・	・					

有効期間	最新	開始	終了	年度	非課税
前回	・	・	・	・	
	・	・	・	・	

保険者	名称所在地	銀行コード	支店コード	科目	口座番号	口座名義人(カナ)	妊産婦	出産予定日	妊産婦出日
1								・	・

資格	事由	取得年月日	喪失	取得年月日	その他の 短名 メモ	電話番号	上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 印	備考
1 新規	5 障害等		1 死亡					
2 転入	6 死別		2 転出					
3 生保非該当	7 高校等在学		3 生保該当					
4 離婚	8 その他		4 婚姻					

審査	1 課税台帳	2 戸籍簿	3 住民票	4 国保台帳・被保険者証	5 国民年金等台帳	6 収入税	7 有・無	8 有・無
附加給付の状況	現物	有・無(代理有・無)	有・無(代理有・無)	有・無(代理有・無)	有・無(代理有・無)	有・無(代理有・無)	有・無	有・無

様式第2号(第4条関係)

(表)

医療福祉費受給者証									
公費負担者番号									
受給者番号									
被保険者証等の 記号及び番号									
保険種別		国・退・協会・組・船・共・国組・後期							
保険者番号									
受給者	住所								
	氏名	男 女							
	生年月日	年 月 日							
有効期間		自 年 月 日 至 年 月 日							
茨城県潮来市 印									
交付年月日		年 月 日							

(裏)

注 意 事 項	
1 この証は、潮来市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。	
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。	
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに潮来市役所に届け出てください。	
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに潮来市役所へ返還してください。	
5 その他おわかりにならないことは、潮来市役所窓口でおたずねください。	

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

妊産婦医療福祉費受給者証									
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。									
公 費 負 担 者 番 号									
受 給 者 番 号									
被保険者証の記号及び番号									
保 険 種 別		国・退・協会・組・船・共・国組・後期							
保 険 者 番 号									
受 給 者	住 所								
	氏 名	男 女							
	生 年 月 日	年 月 日							
有 効 期 間		年 月 日から 出産日の翌月末日 まで (出産予定日 年 月 日)							
茨城県潮来市 印									
交 付 年 月 日		年 月 日							

(裏)

注 意 事 項	
1 この証は、潮来市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。	
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。	
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに潮来市役所へ届け出てください。	
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに潮来市役所へ返還してください。	
5 その他わからないことは、潮来市役所窓口でおたずねください。	
◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。	

様式第2号の3 (第4条関係)

(表)

記載されている保険証が変更になったときは変更の届けが必要です

小中 すこ健やか医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
茨城県潮来市 印	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、潮来市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費（ 小中 すこ健やかマル福）の支給を受けることができる証です。から、大切に保管してください。
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに潮来市役所担当課に届け出てください。
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに潮来市役所担当課へ返還してください。
5 その他おわかりにならないことは、潮来市役所担当課窓口でおたずねください。

様式第3号(第5条関係)

--

福 医療福祉費受給者証再交付申請書			
公費負担者番号		対 象 者 名 氏	男 女
受 給 者 番 号			年 月 日生
再 交 付 申 請 の 理 由			
誓 約 書 受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないことを誓約いたします。 受給者 印			
上記のとおり申請します。 年 月 日 潮来市長 様 申 請 者 住 所 〔 受給者又は 保 護 者 等 〕 氏名 印			

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書					
公費負担者 番号		受給者氏名	男・女		
受給者番号					
保険者名及び 被保険者証 記号番号		生年月日	年 月 日		
医療機関等の 所在地及び名 称又は氏名					
医療等 の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等 を受けた 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)		円			
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 潮来市長 様 申 請 者 住所 (受給者又は保護者) 氏名 印 (注) 押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。 押印をぼ印に代えることは差し支えありません。					
(注)1 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。 3 ※欄は、市町村で記入します。					
※ 支 給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合金額		
	円		① 円	② 円	③ 円
	控 除 額 内 訳		円	附 加 給 付 額	円
		他法公費負担額	円	そ の 他	円
		高 額 療 養 費	円	控 除 額 計 ④	円
	交 付 決 定 額		①+②+③-④ 円		

様式第5号(第7条関係)

医療福祉費支給決定通知書

年 月 日

様

潮来市長

印

年 月 日付で申請のありました 様にかかる医療福祉費について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、潮来市に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、潮来市を被告として(訴訟において潮来市を代表する者は、潮来市長となります。)、提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1 承認

支給額	円
支払期日	年 月 日

2 不承認 一部不承認

理由

様式第6—2号(第8条関係)

訪問看護	指定訪問看護コード									
 医療福祉費請求書 (指定訪問看護ステーション用)										
有効期限	年 月 診療分まで				年 月 日					
様 指定訪問看護ステーション の所在地及び名称 開設者名  電話番号 年 月 分の医療福祉費を下記のとおり請求します。										
 受給者証 記号番号	 証番号 茨一		受給者名		男 女					
			生年月日		明治 大正 昭和 平成 年 月 日生					
被保険者証 記号番号			保険種別		国・退・政・組・船・共・ 国組					
			保険者番号							
患者負担 割合	3割・2割・1割・老		保険請求 金額		円	公費 負担	円			
金額 (基本利用料)	円						円			
老人一部負担限度額		3,000円・600円×5回		外来自己 負担金額 (重度を除く)		500円× 回 円				
訪問日	日(.)									
備考										

(裏)

＜訪問看護を受ける方への注意＞

- 1 茨城県外の指定訪問看護ステーションでは、この請求書によってかかることはできません。
- 2 この請求書と被保険者証(又は組合員証)及び医療福祉費受給者証を指定訪問看護ステーションへ提出してください。
この請求書を提出しないと、一部負担分を支払うことになります。
- 3 この請求書は、原則として毎月1枚指定訪問看護ステーションへ提出してください。
- 4 請求書の手持ちがなくなった場合は、すぐに住所地の市役所・町村役場へ申し出てください。

＜指定訪問看護ステーションへのお願い＞

- 1 この請求書は、訪問看護の翌月に作成する訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)から記入してください。
この場合、レセプトの上部欄外に㊞印を押してください。
- 2 この請求書は、㊞受給者証を発行している各市町村へ直接送付してください。送付の際は、レセプトの写しを請求書の下に添付してください。
- 3 公費負担がある場合は、㊞よりも公費が優先します。
- 4 患者負担金額(基本利用料)の欄、保険請求金額の欄及び公費負担の欄は、必ずレセプトと一致するように記入してください。
- 5 患者負担割合の欄は、3割・2割・1割・老人のいずれか該当するものを○印で囲んでください。また、老人については、一部負担限度額欄の該当する方を○印で囲んでください。
- 6 患者負担金額(基本使用料)の欄は、老人医療受給者以外は、〔「保険請求金額」－「公費負担額」〕×「患者負担割合(0.3・0.2・0.1)」の算式により求めてください。
老人については、〔「保険請求金額」－「公費負担額」〕×0.1の算式により求めた額が一部負担限度額を超える場合は、患者負担額は一部負担限度額となります。ただし、600円×5回を選択した指定訪問看護ステーションの場合は、その月の5回目までの利用についてその都度患者負担額を算出し、600円を超えた場合は600円として5回分を合算した金額が患者負担金額となります。
- 7 外来自己負担金額の欄は、当該負担金の回数とその金額を記入してください。500円未満の場合で、10円未満の端数金額が生じるときは、保険医療機関等における一部負担金額の支払と同様に取り扱ってください。
- 8 訪問日の欄は、訪問した日数と()内にその日を記入してください。

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等変更届		公費負担者番号		受給者	
		受給者番号		氏名	
届出事項	変更前	変更後		変更年月日	
氏名	ふりがな	ふりがな			
住所					
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ()	対象者又はその父母との続柄 ()			
所得	円	円			
支払い口座等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称			
障害の程度	級	級			
高校等在学状況	学校名等	学校名等			
加入保険の世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員			
種別 保険者の名称 所在地	協会・組・船・共・国・ 後期	協会・組・船・共・国・ 後期			
被保険者証の 記号番号					
医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉 費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。 年 月 日 潮来市長 様 届出者 住所 氏名				㊞	

様式第8号(第11条関係)

 第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対 象 者 氏 名	男 女
受 給 者 番 号			年 月 日生
その事故の要旨等(日時・場所・状況等)			
疾 病 又 は 負 傷 の 状 況			
第三者の住所(居所)及び氏名(名称)・日時 住所(居所)が明らかでないときはその旨			
示 談 の 有 無	有・無(示談があった場合は示談書の写しを添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領年月日(見込み)	年 月 日		
上記のとおりお届けいたします。 年 月 日 潮来市長 様 			
届出人 $\left(\begin{array}{l} \text{受給者又は} \\ \text{保護者等} \end{array} \right)$ 住所 氏名			

様式第1号（第3条関係）

（平26規則6・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平18規則13・全改，平20規則5・平22規則16・一部改正）

様式第2号の2（第4条関係）

（平21規則14・追加，平23規則5・一部改正）

様式第2号の3（第4条関係）

（平26規則6・全改）

様式第3号（第5条関係）

（平20規則5・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平17規則20・全改，平20規則5・平23規則5・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平28規則17—6・全改）

様式第6号 削除

（平18規則13）

様式第6—2号（第8条関係）

様式第7号（第10条関係）

（平20規則5・平22規則16・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

（平20規則5・一部改正）